

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月19日
【事業年度】	第5期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社ツクイスタッフ
【英訳名】	TSUKUI STAFF CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森野 佳織
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045（842）4198（代表）
【事務連絡者氏名】	経営戦略室長 栗田 康男
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
【電話番号】	045（842）4198（代表）
【事務連絡者氏名】	経営戦略室長 栗田 康男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	1,477,124	6,788,602	7,734,339	8,130,692	8,257,215
経常利益 (千円)	90,672	455,026	490,181	417,758	357,267
当期純利益 (千円)	61,587	300,149	322,242	272,127	226,075
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	275,421	290,473
発行済株式総数 (株)	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,545,000	1,598,000
純資産額 (千円)	761,587	1,061,736	1,355,978	1,943,948	2,130,387
総資産額 (千円)	1,538,173	1,929,400	2,489,481	3,083,186	3,168,644
1株当たり純資産額 (円)	543.99	758.38	968.56	1,258.22	1,333.21
1株当たり配当額 (円)	-	20	25	30	30
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(15)
1株当たり当期純利益 (円)	43.99	214.39	230.17	189.15	145.38
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	176.05	137.00
自己資本比率 (%)	49.5	55.0	54.5	63.0	67.2
自己資本利益率 (%)	8.4	32.9	26.7	16.5	11.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	13.49	7.22
配当性向 (%)	-	9.3	10.9	15.9	20.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,535	315,453	513,817	298,533	107,731
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,454	22,625	12,132	20,289	20,530
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	28,000	295,042	39,636
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	586,902	879,730	1,353,415	1,926,701	1,974,266
従業員数 (人)	146	158	178	186	200
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	42.3
(比較指標：JASDAQ INDEX)	(-)	(-)	(-)	(-)	(87.2)
最高株価 (円)	-	-	-	4,325	2,948
最低株価 (円)	-	-	-	2,350	1,027

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第2期及び第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当社株式が2018年12月17日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場に上場したため、新規上場日から第4期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第1期から第3期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については第1期は配当実績がないため、記載しておりません。
7. 第1期から第4期までの株主総利回り、比較指標については、当社株式は2018年12月17日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場に上場したため、記載しておりません。
8. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)によるものであります。なお、2018年12月17日をもって同取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
9. 当社は2016年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立のため、初年度である2016年3月期より記載しております。第1期(2016年3月期)は2016年1月1日から2016年3月31日までの3ヵ月間となっております。
10. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
11. 第2期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第1期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

## 2【沿革】

当社は、2016年1月4日に株式会社ツクイより新設分割にて設立されました。

当社の親会社である株式会社ツクイは、在宅介護事業、有料老人ホーム事業、サービス付き高齢者向け住宅事業、人材開発事業の4つの事業を行っていましたが、このうち人材開発事業は、介護・医療に特化した労働者派遣、有料職業紹介、ホームヘルパー等の人材育成及び職業能力開発のための教育研修を運営しており、直接的に介護保険の影響を受けない事業でありました。

当社は、この人材開発事業を分社化し、介護・医療に特化した高品質な教育研修体制の充実を図るとともに、派遣スタッフ一人ひとりのキャリア支援を行い、介護業界の課題である将来にわたり安定的に優秀な人材を確保することを目的として設立されたものであります。

当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

### 当社の沿革

年月	事業の変遷
2016年1月	株式会社ツクイの人材開発事業を新設分割により分社化し、株式会社ツクイスタッフを設立
2016年3月	支店数32カ所
2016年6月	鳥取支店を岡山支店へ統廃合
2016年7月	三重県四日市市に四日市支店を開設
2016年10月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支店を開設
2017年3月	支店数33カ所
2017年4月	滋賀県草津市に滋賀支店を開設
2017年7月	東京都立川市に立川支店を開設
2017年10月	福岡県久留米市に久留米支店を開設
2018年3月	支店数36カ所
2018年5月	水戸支店を柏支店へ統廃合
2018年5月	神奈川県厚木市に厚木支店を開設
2018年11月	介護事業者向け管理職人材紹介「Manedge(マネッジ)」を全国展開
2018年12月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場
2019年3月	支店数36カ所
2019年5月	愛知県岡崎市に岡崎支店を開設
2019年6月	福岡県北九州市に北九州支店を開設
2019年11月	福祉に特化したeラーニングサービス「Ecarelabo(イーケアラボ)」を開始
2020年3月	職業紹介優良事業者認定
2020年3月	支店数38カ所

### 3【事業の内容】

#### 事業の特徴

当社は、介護・医療に特化した人材サービス事業として、労働者派遣法に基づく人材派遣・紹介予定派遣、職業安定法に基づく人材紹介、自治体からの委託、福祉施設等の従業員を対象にした教育研修等を行っております。

人材派遣・紹介予定派遣・人材紹介については、福祉業界での慢性的な人材不足による需要拡大を見込み、当事業年度末現在、主に県庁所在地、政令指定都市等を中心に全国38支店を開設し運営しております。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設を中心とした福祉施設、民間の有料老人ホームや医療機関が主な取引先であります。併せて自治体が実施する「現任介護職員等養成支援事業」等を、当事業年度末現在、福岡県、香川県、高知県、愛媛県において受託しております。教育研修については、福祉施設等を運営するクライアントのニーズをもとに、介護現場の課題に特化した接遇・マナー、組織力向上、介護技術研修等を行っております。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントですが、事業の内容をサービス別に説明すると以下のとおりとなります。

#### (1)人材派遣

当社は派遣スタッフと雇用契約を締結し、派遣先とは労働者派遣契約を締結します。派遣スタッフは、指揮命令権をもつ派遣先から業務の指示を受けて業務を行います。

当社は、豊富な登録者の中からクライアントのニーズに合った即戦力となるスタッフを派遣しております。人件費のコストダウン、急な欠員補充等様々な要望に対応しております。また、派遣スタッフに対してはビジネスマナーや派遣スタッフとして働くための心構え等就業前研修を実施するとともに、コミュニケーション力、リーダーシップ向上等派遣スタッフの状況に応じた段階別研修のプログラムを用意し、スキルアップを図っています。契約期間中はキャリアアドバイザーが派遣先を訪問し、就業中のスタッフのフォローを行います。就業に関することから契約更新の確認、悩み事の相談までサポートに努めております。

#### (2)紹介予定派遣

直接雇用（正社員・準社員・パート等）を前提に、一定期間派遣スタッフとして就業し、派遣期間の終了時に派遣スタッフと派遣先の双方が合意すれば、直接雇用としての採用が決まる働き方です。派遣の期間は最長6ヵ月と定められており、派遣期間を試用期間として働くこととなります。紹介予定派遣のメリットは人材派遣のメリットに加え、派遣期間中にクライアントはスタッフの人物等の確認をし、登録スタッフはクライアントの職場環境等を確認できるため、雇用のミスマッチを低減することができます。

#### (3)人材紹介

当社はクライアントから求人依頼を受け付け、登録スタッフは求職を申し込みます。仲介による転職の実現を目的としており、登録スタッフの直接雇用を検討しているクライアントに、社員・パート等として就業を希望するスタッフの紹介を行っております。求職者のキャリア、スキル、希望職種、希望就業条件等のヒアリングを行い、登録したスタッフの中から、クライアントの要望に応じた適切なスタッフを選出し紹介しますので、マッチング率が高まりミスマッチが起これにくいのが大きなメリットであると考えております。

#### (4)委託

自治体が特定の分野に特色を持つ第三者に、契約をもって業務を委ねる協働の形態であり、事業の内容は告示される委託により異なります。

当社では、自治体が緊急雇用創出事業（失業者や地域求職者等の就業機会の創出を図るための事業）として実施する「現任介護職員等養成支援事業」等を、事業の公募を受け、一般競争入札及び指名競争入札等で受託しております。この事業は、自治体に属する介護サービス事業所等が、介護職員等に研修を受講させる場合に、当該不在となる職員の代替職員を派遣するものです。

(5)教育研修

従業員の育成を図りたいクライアントから教育研修の依頼を受け、現状の課題等のヒアリングを行い、ニーズに合った研修プログラムを作成し、講師が出講します。

当社は、介護・医療に特化した教育研修サービス「研修プラス+」を講師3名と、委託契約したパートナー講師48名で提供しております。介護現場での接遇・マナー研修、組織力向上研修等ニーズに合わせてカスタマイズした集合研修やクライアントの接遇面等を数値化し、客観的な評価をする「接遇診断サービス」を行っております。

また、研修の受講時間や場所の制約を受けないeラーニングサービス「E care labo(イーケアラボ)」で、より多くの従業員の方々が研修を受講できる環境を提供し、人材育成と離職防止の一翼を担っております。

当社の主なクライアントは以下のとおりであります。

入所系介護施設、在宅系介護施設、医療機関等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付及び住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護、デイケア、グループホーム、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、ケアハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護、病院、クリニック、障がい者施設、保育園等
-----------------------	--

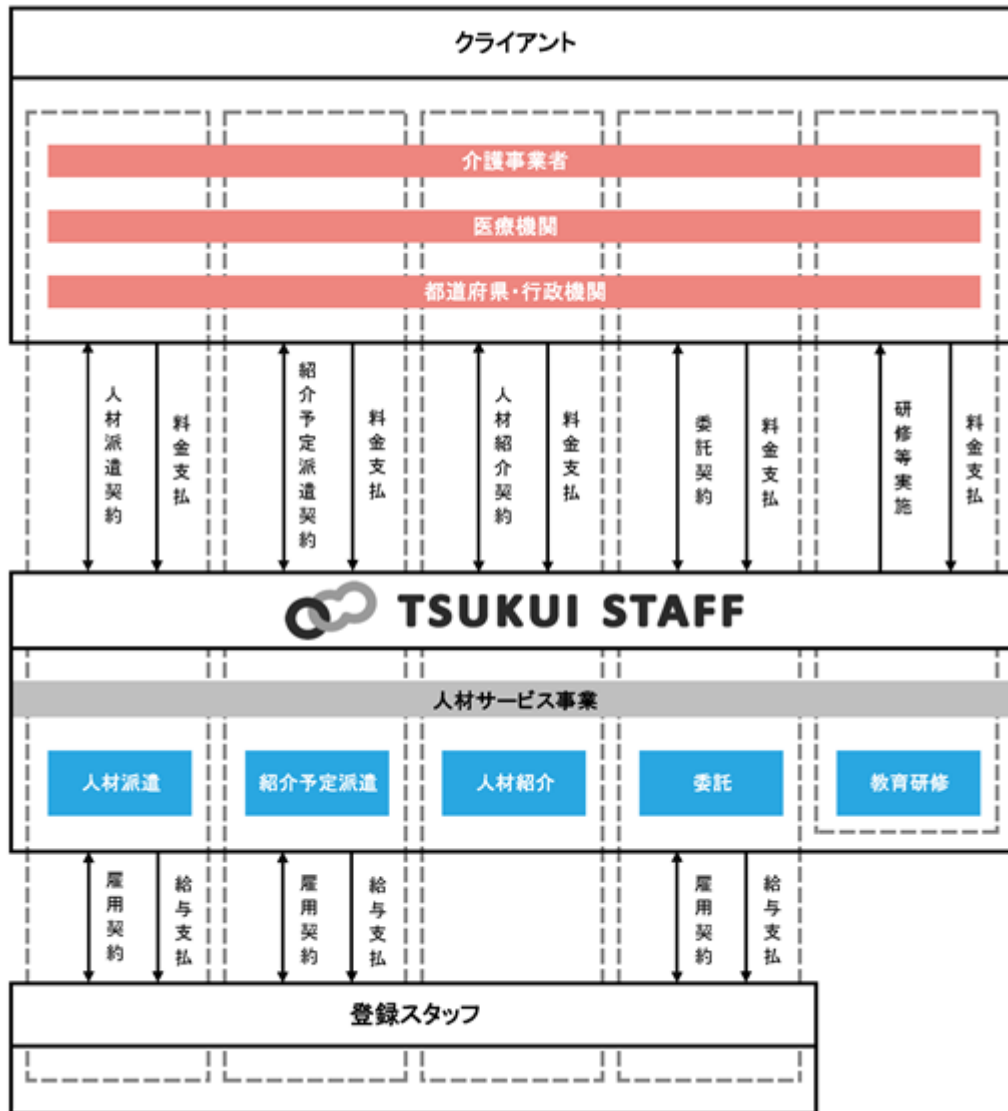
当社の派遣スタッフ及び登録スタッフの保有している主な資格は以下のとおりであります。

介護系資格	介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、ホームヘルパー1級・2級・3級、介護支援専門員、社会福祉士、社会福祉主事任用資格等
医療系及びその他資格	看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、放射線技師、臨床検査技師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、調理師、幼稚園教諭1種・2種、保育士、医療事務等

当社は、クライアント及びスタッフの双方の多様なニーズに応じた様々なサービスを提供しており、今後も時代や社会の変化に対応できる働き方の提案を目指してまいります。

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



#### 4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ツクイ (注)2	横浜市港南区	3,342,203	在宅介護事業、 有料老人ホーム 事業、サービス 付き高齢者向け 住宅事業	被所有 63.6	人材派遣、紹介予定派遣、 人材紹介、委託、教育研修 等のサービス提供先。 役員の兼任なし。

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

#### 5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
200 (-)	37.5	5.7	4,695

(注)1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む。)であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 受入出向者については、平均年齢及び平均勤続年数の計算に含めておりません。

4. 当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしておりません。

5. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社は、介護医療事業者の成長を支援することをテーマに持続的成長に向けて取り組み、超高齢社会における様々な課題解決に向けて、「顧客重視の経営」、「法令遵守の徹底」等を経営基本方針として、介護・医療業界に特化した人材サービス事業を展開しております。

#### (2) 経営戦略等

当社は、主力事業を強化するとともに、事業領域を拡張し企業としての成長を図ることを事業戦略の方向性として位置付けております。当社が展開する介護・医療業界に特化した人材サービス事業において、人材の採用支援、育成・定着支援及び課題解決に向けた業務支援をワンストップで提案することで、クライアント及び求職者にとってなくてはならない企業へ成長を続けてまいります。

また全国に支店を有する強みを活かした地域戦略として、高齢者を支える介護事業者を多方面から支援し、地域全体を支える仕組みづくりをサポートする介護事業者支援企業としての地位を確立していくことを目指してまいります。

#### (3) 経営環境

我が国経済の見通しといたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞等により景気減速が懸念されます。世界経済においても、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内同様に景気減速が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境下、人材サービス業界を取り巻く環境は、少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、介護・医療業界においては、有効求人倍率が恒常的に全産業を大きく上回る水準で推移しております。

一方で、2020年4月1日施行の改正労働者派遣法の施行により、人材派遣は派遣先の負担コストの増加に伴い、一部利用控えの影響を受け減少する見通しであります。しかしながら、介護業界では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向かい職員不足が深刻化することが予想されており、求人需要の更なる高まりにより人材サービス市場の拡大が見込まれています。そのため当社は、介護・医療事業者の雇用の安定化に向けて、人材紹介の一層の強化を図っていく方針であります。

また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が望まれています。今後、我が国の高齢化の進展状況は大きな地域差が生ずることが予想されており、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要となります。

なお、当社の新型コロナウイルス感染症の影響については、収束時期や感染拡大の影響を精緻に見通すことが困難であります。教育研修は、講師派遣型研修（集合研修）のキャンセルが足下で相次いでいることから、受注困難な状況が一定期間継続することを想定しております。人材派遣及び人材紹介は、本書提出日現在では大きな影響を及ぼすまでには至っておりませんが、今後さらなる感染拡大や流行が長期化した場合には、クライアントである介護施設等の運営休止、派遣スタッフの待機、求職者の面接及び施設見学の見合わせ等が増加し業績へ影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社が展開する人材サービス事業において、良質な人材を継続的に確保することが重要であると認識しております。継続して採用活動を強化するためには、収益性の向上による財務基盤の維持が重要であると考えており、当社は収益性指標として営業利益率を重視しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

少子高齢化の進展により労働力人口が減少する中、特に介護分野においては2025年に向かって介護職不足が更に深刻化しており、将来にわたり良質な人材を安定的に確保していくことが重要な課題となっております。2019年4月には、改正入国管理法の施行により新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人人材の受入が一層進むと認識しております。

当社は、登録スタッフ獲得のための採用チャネルの開拓を図るとともに、資格取得支援や教育訓練のコンテンツを充実させることで、引き続き人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

また、多様化するクライアント・求職者ニーズに対し柔軟かつ迅速に対応していくためには優秀な従業員の採用・育成・定着が継続的な課題となっております。働き方改革関連法により残業時間の上限規制や有給休暇取得の促進等の取り組みが求められており、従業員の意識改革や業務効率化に資するシステム導入等により、生産性の向上を目指す必要があります。

今後は、従業員の採用ならびに教育体制の更なる充実を図るとともに、人事制度の改定等により、企業とともに成長していく人材の育成に取り組んでまいります。

また、当社が営業基盤とする介護・医療業界には、多くの競合他社が参入しております。当社は、介護・医療施設に向けた人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援と教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種サービスをワンストップで提供することで、競争優位性を確立してまいります。親会社における人材関連事業開始時点から現在に至るまでの経験から生まれた信頼と介護の資格を有している従業員を全国の拠点に配属することで高い専門性を保ち、親会社とのグループシナジーによって差別化を図ってまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられ、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

### (1) 許認可と法的規制について

#### 人材サービス業界の状況について

当業界は労働者派遣法及び職業安定法が適用され、法令を遵守し継続的に健全な運営を確保できるしくみが求められております。

労働者派遣法違反の場合、まずは行政指導が行われ、その結果改善の余地がないとみなされた場合に罰則が適用されますが、労働基準法、労働安全衛生法、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法、社会福祉士法及び介護福祉士法、社会福祉法、保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法の罰則も適用される場合があります。

現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、罰則が適用され主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 人材派遣について

当社が行う人材派遣は、労働者派遣法第8条に基づく労働者派遣事業許可を受けて行っております。労働者派遣法では、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が派遣元事業主としての欠格事由（労働者派遣法第6条）及び当該許可の取消事由（同第14条）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、許可が取り消され、または、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられることにより、主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2015年9月30日に施行された改正労働者派遣法で、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業は労働者派遣事業に一本化され、適正な運営が行われていない事業者が多かった特定労働者派遣事業は届出制から許可制に移行しました。

2020年4月1日からは、働き方改革関連法により、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、派遣元事業主には、派遣労働者の不合理な待遇差をなくすための規定の整備や、派遣労働者の待遇に関する説明義務の強化等、派遣労働者の公正な待遇の確保が義務化されます。これらの是正により増加する派遣給与等は派遣先へ請求することになりますが、派遣先の負担増加により人材派遣サービス自体の利用控えが発生した場合や、派遣先への請求転嫁が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

労働者派遣法及び関係諸法令については、労働環境の変化に応じて、これまでも派遣対象業務や派遣期間に係る規制ならびに派遣元事業主における管理体制の強化の両面からの改正が実施されてきており、その都度、当該法令改正に対応するための対策をとってきておりますが、今後、さらに労働者派遣法及び関係諸法令の改正が実施された場合、今後の事業運営方針ならびに業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 当社の許可の状況

許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
労働者派遣事業	厚生労働省	派14-301172	2019年1月4日	2024年1月3日

## 人材紹介について

当社が行う人材紹介は、職業安定法第32条の4に基づく有料職業紹介事業許可を受けて行っております。職業安定法では、人材紹介事業を行う者（法人である場合には、その役員を含む）が有料職業紹介事業者としての欠格事由（職業安定法 第32条）及び当該許可の取消事由（同 第32条の9）に該当した場合には、事業の許可を取り消し、または、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる旨を定めております。現時点において、上記に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後何らかの理由により上記に抵触した場合、許可が取り消され、または、業務の全部若しくは一部の停止が命ぜられることにより、主要な事業活動に支障を来すとともに、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 当社の許可の状況

許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働省	14-ユ-300992	2019年1月4日	2024年1月3日

なお、許認可と法的規制につきましては、担当部署で許認可の状況把握に努めるとともに、関係法令の改正情報を早期に入手し、対策を講じております。

また、内部監査の定期的な実施やリスク管理委員会において法的規制のリスクの分析と評価を行うことで、法令遵守の徹底を図っております。

## (2) 人材の確保について

当社が事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合った施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの確保が必要になります。また、介護・医療における人材サービス事業においては、有資格者によるサービスが義務付けられている場合があるため、適切な資格を有する人材を確保する必要があります。

当社はスタッフ獲得のための自社WEBサイトプロモーションの強化や職場見学会等の実施に加え、外国人人材の受け入れのための活動強化等、採用チャネルの多様化に向けた取り組みを実施しておりますが、介護保険事業の拡大に伴って全般的に求人が増加していることから、優秀な人材の確保が難しく、施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの量的・質的な低下を招くおそれがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 社会保険料の負担について

当社が行う人材サービス事業における費用の大半は、従業員及び派遣スタッフの件数であり、件数に含まれる社会保険料が増加すると利益を圧迫する要因となります。社会保険料につきましては、料率改定や適用範囲拡大等の制度改革が適宜行われておりますが、特に、2016年10月からは短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されたことから、当社では、社会保険の加入対象となる従業員及び派遣スタッフの加入を周知徹底しております。

当社は今後も最新の社会保険制度を遵守するとともに、業務の効率化や経費の見直し等により社会保険料の会社負担増をカバーできるよう努めてまいります。今後の制度改革により、社会保険料の会社負担額が大幅に増加した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) コンプライアンスについて

当社では、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。

また、従業員一人ひとりに携帯用の「不正防止啓発カード（社内呼称）」を配布するとともに、教育研修や毎月配信される「コンプライアンス通信」を通じて、従業員の法令遵守に対する意識向上に努めております。

法令違反その他のコンプライアンスに関する相談・報告体制としては、「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備しているほか、年に2回アンケートを実施して、実態の確認も行っております。

今後も従業員及び派遣スタッフ共に法令遵守の徹底を図り、内部管理体制の充実に努めてまいります。万一重大なコンプライアンス違反が発生した場合や、内部管理体制の構築が適時適切に対応できなかった場合は、当社の信用が損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 情報管理について

当社は事業を展開する上で、当社に登録している派遣スタッフの個人情報、その他業務上必要となる各種情報を多数取り扱っており、これらの情報について厳重な管理を行っておりますが、不測の事態により情報の流出や消失等が発生する可能性があります。こうした事態が生じた場合、社会的な信用の失墜や損害賠償による多額の費用負担の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の適切な取り扱いの実現のため、「個人情報保護方針」を定め、個人情報の保護・管理に努めております。また、当社の従業員及び派遣スタッフに対しては、就業規則の定め及び誓約書の提出ならびに教育研修等を通じて、個人情報保護管理に関する周知徹底と遵守を図っております。今後も引き続き適正かつ厳重な情報管理に努めてまいります。

#### (6) 人材サービス業界の動向について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律改正等、様々な分野での動きに影響を受けやすい業界であります。当社が営業基盤としている介護サービス業界においては慢性的な人材不足が続いており、高齢化社会の進展に伴い今後も人材の需要は増加するものと見込んでおります。当社は、外部環境の変化やクライアントのニーズを的確に捉えたサービス提供を行い、求人及び広告宣伝の積極的投資で登録スタッフを安定的に確保し、人材不足に巻き込まれない事業展開を図っております。しかしながら、今後介護保険制度の改正等により介護サービス業界の労働環境や給与水準が改善され、人材不足が解消された場合には、当社に対する人材派遣や人材紹介の需要が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 競合について

人材サービス業界には多数の会社が存在しておりますが、当社が営業基盤としている人材サービス事業は介護・医療に特化しているため、他の一般事務派遣等と比較して相対的に参入障壁は高い状況にあると考えます。しかしながら、介護関連サービス市場は今後も拡大が予測されており、介護・医療の人材サービス事業分野に多くの会社が参入した場合には競争が激化し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、介護・医療施設に向けた人材派遣、人材紹介サービスによる採用支援と教育研修サービスによる人材育成及び定着支援等、課題解決に向けた各種サービスをワンストップで提供することで、競争優位性を確立し、親会社における事業開始時点から現在に至るまでの経験から生まれた信頼と、全国に拠点を有する強み及び介護の資格を有する多くの従業員を配属することで高い専門性を保ち、親会社とのグループシナジーによって差別化を図ってまいります。

#### (8) 自然災害等について

##### 地震、津波、台風等の自然災害について

当社は全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風等の大規模な自然災害が発生した場合に備えて、災害規程及びBCP（事業継続計画）に基づき、拠点ごとの体制を整備しております。また、緊急連絡網を整備するとともに安否確認サービスを導入し、月に1回訓練を行うなどして災害時の情報管理に備えております。しかしながら、想定を上回る規模で自然災害が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 新型コロナウイルス感染症について

当社では、新型コロナウイルス感染症に対し、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、定期的に対策本部会議を開催するなどして社内外の状況を把握しております。また、対策本部では、日常生活や労務上の留意点及び感染疑い時の対応フロー等を明記した対応ガイドラインを策定し、従業員一人ひとりの健康管理及び感染予防に努めております。併せて、在宅勤務・時差出勤・WEBによる会議等の推進により、事業が継続できる体制を整備しております。しかしながら、今後さらなる感染拡大や流行が長期化した場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) システム障害について

当社では請求業務や勤怠管理等の様々な事業活動にITシステムを多用していることから、大規模なシステム障害が発生した場合には、業務に支障が生じ業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社では、情報システム管理規程及び細則等を定め、情報セキュリティインシデントの管理を行うとともに、日頃から情報セキュリティ強化やデータ破損等の事故に備えたバックアップ強化に努めております。

また、基幹系業務システムは社内のサーバーに置かず、より安全性と信頼性の高いクラウドサービスを利用しています。外部からのウイルス攻撃の対策としては、年に数回、全従業員に対し訓練のための議事メールを送信し、ITリテラシーの向上を図っております。

(10) 新規事業について

当社では、業容拡大と長期にわたる持続的な成長を実現するために、M & A や他企業とのアライアンスも視野に入れ、新規事業への取り組みを進めていく方針です。

新規事業等の実施にあたっては、先行投資費用の発生、多額の資金調達及びのれんの償却等が発生する可能性があり、これらの費用や資金が想定を上回る場合や、事業環境の変化等により想定した収益が計画通りに得られない場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、事業投資については、事業の採算性や競合他社の状況及び中長期における見通しを慎重に検討のうえ取締役会において決定するとともに、定期的な事業の進捗報告により、迅速な対応が可能となるよう情報連携を図っております。

(11) 取引先の信用リスクについて

当社では、取引先との契約において、当社独自の与信管理や調査等の結果をふまえ取引等の可否判断を行っております。また、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。しかしながら、取引先が経営状況の急激な変化等により資金繰りの悪化や倒産に至り、万一高額の貸倒損失が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材紹介サービスに特有の取引慣行に基づく返金制度について

人材紹介サービスにおいては、当社の紹介した求職者が、求人先に入社した日付を基準に売上高を計上しております。当該サービスにおいては、人材紹介業界での取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヵ月未満で自己都合により退職した場合は、その退職までの期間に応じて紹介料を返金する旨を求人先との契約に定めております。

当社は求人先と求職者双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進めており、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しておりますが、当社の想定した返金率を上回る返金が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(13) 親会社との関係について

親会社との資本関係

当社の親会社である株式会社ツクイは、2020年3月末現在、当社の発行済株式総数（普通株式）の63.6%を保有しております。当社の経営判断において親会社の事前承認を必要とする取引や業務は存在しませんが、当社の取締役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部または一部の譲渡、定款の変更及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となる全ての事項に関しては、他の株主の意向や利益にかかわらず、株式会社ツクイが今後も影響を与える可能性があります。また、株式会社ツクイにおいて風評リスク等が顕在化した場合、当社に対しても当該リスクが伝播する可能性があります。

親会社との取引関係

当社は株式会社ツクイに対し、人材派遣及び人材紹介等のサービスを行っておりますが、取引条件は独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行われており、取引金額の重要性は低いものであります。

2020年3月期における人材派遣及び人材紹介等の取引高は111,432千円（期末売掛金残高4,816千円）であり、当社の売上高に占める親会社への当該取引の割合は、1.3%と僅少であります。

当社が親会社と取引を行う場合は、親会社からの独立性の観点も踏まえ、取引内容及び条件等の健全性・適正性について、その他第三者との取引と比較しながら慎重に検討した上で実施してまいります。

親会社との役員の兼任

本書提出日現在、当社役員に株式会社ツクイの役員を兼任している者はおらず、独立性を確保しております。

(14) 訴訟の可能性について

現時点において、訴訟その他の請求が発生している事実はありません。当社では、コーポレート・ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて継続的な強化を図っておりますが、今後事業の過程において予期せぬトラブルや問題が生じた場合には、当社の取引先、派遣先、従業員、派遣スタッフ等から損害賠償の請求や訴訟を提起される可能性があり、その金額や内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は74,500株であり、発行済株式総数1,604,000株に対し4.6%に相当します。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、当社株式の1株当たりの価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在の発行済株式総数には、2020年6月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

## 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されていましたが、足下で新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞等により景気減速が懸念されます。世界経済においても、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内同様に景気減速が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境につきましては、有効求人倍率は新型コロナウイルスの感染拡大の影響が始め低傾向となっておりますが、介護分野は、依然として全産業の中で高い水準で推移しております。

また、2020年4月からは、働き方改革関連法により同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行され、適切な対応が求められております。

このような情勢の中、当社は人材雇用の安定化が介護医療事業者の成長支援の基礎であると考えており、求人及び広告宣伝の積極的投資を行い、直接雇用である人材紹介を強化してまいりました。

当事業年度においては、組織再編等の基盤構築による営業機能の強化を図り、自社WEBサイトプロモーションや介護・医療施設への営業活動を継続するとともに、職場見学会の開催、介護業界展示会への出展、介護資格取得支援キャンペーン等を実施いたしました。

また、2019年11月からは人材の育成、離職防止に向けて福祉業界に特化したeラーニングサービス「E care labo（イーケアラボ）」を開始し、教育研修における新たな需要の獲得に努めてまいりました。

営業拠点については、既存の営業エリア拡大のため既存店を分割し、2019年5月には愛知県岡崎市、同年6月には福岡県北九州市に新たに支店を開設した結果、支店数は38支店となりました。

以上の結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

## a. 財政状態

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減額	増減率
総資産	3,083,186	3,168,644	85,457	2.8%
負債	1,139,238	1,038,257	100,981	8.9%
純資産	1,943,948	2,130,387	186,438	9.6%
自己資本比率	63.0%	67.2%	4.2pt	

## b. 経営成績

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減額	増減率
売上高	8,130,692	8,257,215	126,523	1.6%
営業利益 (営業利益率)	446,158 (5.5%)	365,815 (4.4%)	80,343	18.0%
経常利益 (経常利益率)	417,758 (5.1%)	357,267 (4.3%)	60,491	14.5%
当期純利益 (当期純利益率)	272,127 (3.3%)	226,075 (2.7%)	46,052	16.9%

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。



### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ47,564千円増加し、1,974,266千円（前期末比2.5%増）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

なお、本書提出日現在における新型コロナウイルス感染症に伴う影響は、軽微であると考えておりますが、今後さらなる感染拡大や流行が長期化した場合には、当社の事業活動に支障が生じ、翌事業年度のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、107,731千円（前年同期比63.9%減）となりました。これは主に、税引前当期純利益357,267千円の計上、未払消費税等の増加額48,733千円等の資金増加要因が、未払金の減少額87,612千円、預り金の減少額59,923千円、法人税等の支払額142,238千円等の資金減少要因を上回った結果であります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、20,530千円（前年同期比1.2%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出18,072千円等によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、39,636千円（前年同期は295,042千円の獲得）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入30,051千円及び配当金の支払額69,524千円等によるものであります。

### 生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### b. 受注実績

当社は人材サービス事業を営んでおり、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため当該記載を省略しております。

#### c. 販売実績

販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

（単位：千円）

サービスの名称	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	増減額	増減率
人材派遣	7,211,397	7,231,734	20,337	0.3%
紹介予定派遣	172,931	130,250	42,681	24.7%
人材紹介	600,718	733,252	132,534	22.1%
委託	109,566	108,258	1,307	1.2%
教育研修	36,054	47,014	10,959	30.4%
その他	25	6,705	6,680	-
合計	8,130,692	8,257,215	126,523	1.6%

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による経済活動の停滞等により景気減速が懸念されます。

当社が展開する人材派遣、人材紹介サービスの提供先は介護・医療事業者であり、介護サービスを受けるご利用者は、重症化リスクの高い高齢者が多いことから、クライアント及び当社における安全対策を十分にとる必要があります。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大と長期化に伴い、求職者の面接及び施設見学の見合わせ等が増加することで業績への影響を及ぼす可能性があります。

また、教育研修サービスにおいて、クライアントの従業員を一堂に会して実施する集合研修は、そのサービスの特色から新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受けやすいサービスであると考えております。マスクの着用の徹底、社会的距離の確保等の感染防止対策を講じることで、早期の安定開催を目指しております。一方、eラーニングサービス「E care labo(イーケアラボ)」は、研修受講の場所を選ばないため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は受けないものと考えております。

このような環境下、当社は競争優位性の確立のため登録スタッフ獲得に向けた積極的求人投資と営業支援部門の強化を図り、生産性向上のためのシステム投資、営業人員の拡充等、持続的成長の実現のための先行投資を計画しております。

また、経営成績に重要な影響を与える要因として、介護保険利用者の増加に伴い介護職員や看護師に対する需要は増大しておりますが、少子高齢化の進展により労働力人口が減少しており、施設等へ派遣または紹介する登録スタッフの獲得ができない場合やコーポレート・ガバナンスやリスク管理、コンプライアンスについて継続的な強化の反面、業務の適正を図れない場合には、当社の人材サービス事業の量的、質的な低下を招くおそれがあります。その他、経営成績に重要な影響を与え得る様々なリスクにつきましては「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

なお、財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

a. 財政状態

(流動資産)

当事業年度末における流動資産合計は2,972,206千円となり、前事業年度末に比べ74,772千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が47,564千円、売掛金が32,168千円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産合計は196,438千円となり、前事業年度末に比べ10,685千円の増加となりました。その主な要因は、ソフトウェアが10,607千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債合計は962,350千円となり、前事業年度末に比べ110,350千円の減少となりました。その主な要因は、未払金が87,438千円、預り金が59,923千円減少し、未払消費税等が48,733千円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債合計は75,906千円となり、前事業年度末に比べ9,369千円の増加となりました。その主な要因は、退職給付引当金が9,432千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は2,130,387千円となり、前事業年度末に比べ186,438千円の増加となりました。その主な要因は、新株予約権の行使による株式の発行により資本金が15,052千円、資本準備金が14,999千円増加したこと、当期純利益の計上により利益剰余金が226,075千円増加したこと、配当金の支払により利益剰余金が69,524千円減少したことによるものであります。

なお、自己資本比率は67.2%（前事業年度末は63.0%）となりました。

b. 経営成績

(売上高)

人材派遣（紹介予定派遣及び委託含む）は、売上単価は増加したものの、派遣スタッフ数に連動して総稼働時間が減少した結果、7,470,243千円（前年同期比0.3%減）となりました。一方で人材紹介は、成約プロセスの見直しや料率改定等、人材紹介の強化施策実施で紹介件数及び紹介単価の増加により、733,252千円（前年同期比22.1%増）、教育研修は、研修件数及び研修単価の増加により、47,014千円（前年同期比30.4%増）となりました。この結果、当事業年度の売上高は、8,257,215千円（前年同期比1.6%増）となりました。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、6,978,620千円（前年同期比0.8%増）となりました。これは主に、派遣スタッフ及び原価部門人件費ならびに登録スタッフ獲得のための求人費が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は1,278,595千円（前年同期比5.8%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、912,779千円（前年同期比19.7%増）となりました。これは主に、管理部門等の人件費及び登録スタッフ獲得のための自社WEBサイトの広告費用等の計上によるものであります。この結果、営業利益は、365,815千円（前年同期比18.0%減）となりました。

当社の収益性指標である営業利益率は、前事業年度の5.5%から当事業年度は4.4%に低下いたしました。これは将来の成長に資する人件費及び求人・広告費用等の増加によるものであります。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は主に助成金収入の計上により834千円、営業外費用は障害者雇用納付金の計上により9,382千円となり、この結果、経常利益は357,267千円（前年同期比14.5%減）となりました。

(当期純利益)

当事業年度の法人税等合計は131,191千円となり、この結果、当期純利益は226,075千円（前年同期比16.9%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容ならびに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(キャッシュ・フロー)

当社は、健全な財務バランスを重視した経営に努めております。

当事業年度の営業活動の結果得られた資金は、107,731千円（前年同期比63.9%減）、投資活動の結果使用した資金は、20,530千円（前年同期比1.2%増）、財務活動の結果使用した資金は、39,636千円（前年同期は295,042千円の獲得）となりました。この結果、当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ47,564千円増加し、1,974,266千円（前期末比2.5%増）となりました。

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(財務政策)

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、原則内部資金で対応しております。本書提出日現在、借入金はありませんが、金融機関との間で合計500,000千円の当座貸越契約を締結しており、急な資金需要や不測の事態に備えております。今後も十分な流動性の維持に努めてまいります。

なお、本書提出日現在における新型コロナウイルス感染症に伴う影響は、軽微であると考えておりますが、今後さらなる感染拡大や流行が長期化した場合には、当社の事業活動に支障が生じ、翌事業年度のキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び会計年度における収入・費用の報告数値に影響を与える見積りは、過去の実績や当社を取り巻く環境等に応じて合理的と考えられる方法により計上しておりますが、見積り特有の不確実性があるために実際の結果は異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が財務諸表作成における重要な見積りの判断等に影響を及ぼすと考えております。

なお、当社の新型コロナウイルス感染症による影響につきまして、人材派遣及び人材紹介事業においては、派遣スタッフの待機、求職者の面接及び施設見学の見合わせ等が一部発生しており、教育研修においては、講師派遣型研修(集合研修)のキャンセルが発生しておりますが、当事業年度における会計上の見積りに与える影響は軽微であると考えております。

翌事業年度中には当社の事業運営が正常化することを仮定して、以下の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、実際の経過が上述の仮定と乖離する場合には、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、取引先の財政状態が予測を大幅に超えて悪化し、その支払能力が著しく低下した場合、追加引当処理が必要となる可能性があります。

b. 返金引当金

人材紹介サービスにおいては、人材紹介業界での取引慣行に基づき、求職者が入社した日から3ヵ月未満で自己都合により退職した場合には、その退職までの期間に応じて紹介料を返金する旨を求人先との契約に定めております。

当社は、求人先と求職者双方のニーズを十分に斟酌した上で紹介を進めておりますが、人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績に基づき返金引当金を計上しております。

c. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によって行っており、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

d. 繰延税金資産

繰延税金資産は毎期、過去の課税所得の推移や将来の課税所得の見込額を勘案し、回収可能性を慎重に検討した結果をもとに、法定実効税率を用いて繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性を評価するに際しては、将来の課税所得を十分に検討し、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、実際の結果は、見積り根拠となる仮定または条件等の変化により、見積り内容が実際の結果と異なる可能性があります。また、将来の課税所得が予想を下回った場合には、繰延税金資産の修正が必要となる可能性があります。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度中における設備投資の総額は20,224千円で、本社のシステム導入及び支店内の設備等を実施いたしました。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、国内に本社及び38カ所の支店を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は人材サービスの事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備 の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (横浜市港南区)	統括業務 施設	3,333	2,409	31,416	37,160	45 (-)
北海道地方 札幌支店 (札幌市北区)	事業施設	-	23	-	23	6 (-)
東北地方 仙台支店 (仙台市青葉区)他3事業所	事業施設	29	47	-	76	21 (-)
関東地方 横浜支店 (横浜市神奈川区)他8事業所	事業施設	1,057	490	-	1,548	38 (-)
中部地方 名古屋支店 (名古屋市中村区)他8事業所	事業施設	806	382	-	1,188	29 (-)
近畿地方 神戸支店 (神戸市中央区)他3事業所	事業施設	635	94	-	729	15 (-)
四国地方 高松支店 (香川県高松市)他2事業所	事業施設	611	79	-	691	12 (-)
中国地方 広島支店 (広島市中区)他2事業所	事業施設	412	21	-	434	11 (-)
九州・沖縄地方 福岡支店 (福岡市中央区)他4事業所	事業施設	808	341	-	1,149	23 (-)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含めておりません。

2. 平均臨時雇用者数については、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

3. 従業員数は、社外から当社への出向者を含んでおります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 本社、支店はすべて賃借物件であり、年間賃借料(共益費含む)は、145,570千円であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,600,000
計	5,600,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,598,000	1,604,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 また、単元株式数は100 株であります。
計	1,598,000	1,604,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

	事業年度末現在 (2020年3月31日)	提出日の前月末現在 (2020年5月31日)
決議年月日	2016年7月22日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 161	同左
新株予約権の数(個)	805	745
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 80,500 (注)1	普通株式 74,500 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	567 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年7月23日 至 2026年7月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 567 資本組入額 284 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7	同左

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金567円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcc} & \text{既発行} & \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ & \text{株式数} & + \\ \text{調整後} & & \text{時 価} \\ \text{行使価額} & = & \text{調整前} \\ & & \text{行使価額} \times \\ & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額を調整する。

## 3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1以上の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。

- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(5)本新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

6. 組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付し、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 新株予約権の取得条項

(1)本新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

(2)以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(3)当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年1月4日 (注)1	1,400,000	1,400,000	100,000	100,000	600,000	600,000
2018年12月14日 (注)2	100,000	1,500,000	120,980	220,980	120,980	720,980
2019年1月17日 (注)3	45,000	1,545,000	54,441	275,421	54,441	775,421
2019年12月18日～ 2020年3月31日 (注)4	53,000	1,598,000	15,052	290,473	14,999	790,420

(注)1. 当社は2016年1月4日に株式会社ツクイを分割会社とする会社分割(新設分割)により設立されました。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,630円  
引受価額 2,419.60円  
資本組入額 1,209.80円  
払込金総額 241,960千円

3. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

引受価額 2,419.60円  
資本組入額 1,209.80円  
割当先 S M B C 日興証券株式会社

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,000株、資本金が1,704千円、資本準備金が1,698千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	17	12	11	1	726	770	-
所有株式数 (単元)	-	750	270	10,357	215	1	4,381	15,974	600
所有株式数 の割合 (%)	-	4.70	1.69	64.84	1.35	0.01	27.43	100.00	-

(注)1. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 自己株式61株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ツクイ	横浜市港南区上大岡西1丁目6-1	1,016	63.58
ツクイスタッフ従業員持株会	横浜市港南区上大岡西1丁目6-1	120	7.55
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	60	3.79
水谷 邦彦	福岡県大野城市	32	2.02
三宅 篤彦	神奈川県茅ヶ崎市	17	1.06
西尾信用金庫	愛知県西尾市寄住町洲田5-1	14	0.88
平野 裕	神奈川県横浜市戸塚区	13	0.81
田村 雅人	埼玉県さいたま市北区	10	0.63
北原 信彦	東京都江東区	9	0.59
上田八木短資株式会社	大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	9	0.58
計	-	1,302	81.49

(注) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,597,400	15,974	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	1,598,000	-	-
総株主の議決権	-	15,974	-

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当事業年度末現在の自己株式数は61株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は0.00%となっております。

なお、当該株式は、上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	61	163,523
当期間における取得自己株式	40	56,760

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	61	-	101	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を考慮しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、その充実に留意しつつ、経営環境の変化に適切に対応し、当社の持続的な成長を支える基盤を構築するために有効に活用してまいりたいと考えております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり30円の配当（うち中間配当15円）を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は20.6%となりました。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月7日 取締役会決議	23,174	15
2020年6月19日 定時株主総会決議	23,969	15

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し維持していくことが、重要な経営課題であると考えております。

株主や投資家の皆様、顧客、地域社会、取引先、従業員等あらゆるステークホルダーとの関係を適切に保ちながら、法令遵守のもと、常にコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営に社外の視点を取り入れるため、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす独立社外取締役を3名選任しております。また、企業の持続的価値向上とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。監査等委員である取締役が取締役会での議決権を持つことにより、意思決定に関する監査・監督機能の強化を図るとともに、社外取締役の積極的な経営への参画が可能となり、取締役会の監督機能が一層高まると考えております。

併せて、取締役候補者の選任及び報酬等の決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会、報酬委員会を取締役会の諮問機関として設置しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

#### <取締役会>

当社の取締役会は、代表取締役社長である森野佳織を議長として、取締役である下村光輝、金井直人、社外取締役である瀬戸恒彦、天野直樹、堀江明弘の計6名で構成されております。

毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、重要な業務執行その他法定の事項を含む経営の重要事項について審議の上、迅速な意思決定を行うとともに、相互に取締役の職務の執行の監視・監督を行っております。

#### <監査等委員会>

当社の監査等委員会は、社内取締役（常勤監査等委員）である金井直人を議長として、社外取締役（監査等委員）である瀬戸恒彦、天野直樹、堀江明弘の計4名で構成されており、監査等委員4名のうち3名を社外取締役が占めております。

業務執行部門から独立した立場の社外取締役からは、株主やその他のステークホルダーの視点を踏まえた意見が提起され、さらに社内取締役である常勤監査等委員からは、当社の状況や課題を踏まえた見解が示され、活発な議論がなされています。

監査等委員会における議論の内容は取締役会における審議に反映され、意思決定プロセスの透明性を高めております。

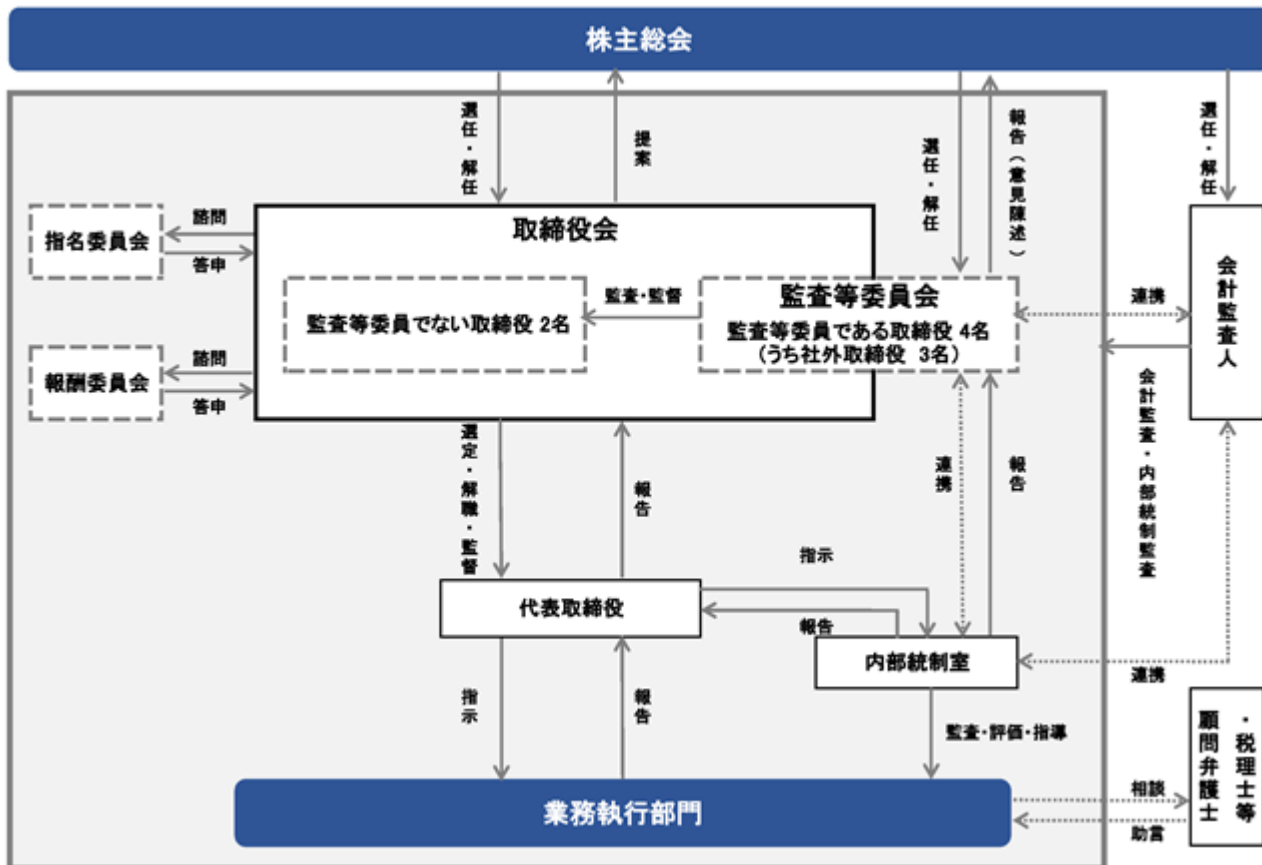
#### <任意の指名委員会、報酬委員会の設置>

当社は、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役候補者ならびに取締役報酬等の決定プロセスの透明性及び客観性を確保しております。

両委員会は、取締役会が決定した方針に則った評価基準を策定し、評価を実施しております。この客観的な評価結果等を踏まえて取締役候補者ならびに取締役報酬等に関する案を作成し、取締役会へ答申しております。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応することを目的として、2020年7月1日より執行役員制度を導入いたします。執行役員の業務執行機能を強化するとともに、経営者層の計画的な育成により、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

当社におけるコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、会社法第399条の13の規定に基づき、取締役会において以下を内部統制システムに関する基本方針として決議しています。

##### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、「倫理規程」ならびに「経営基本方針」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
- (2) 法令遵守の教育研修を実施し、法令及び企業倫理遵守の意識向上を図る。
- (3) 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が「内部統制規程」に基づき、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。
- (4) 各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。
- (5) 内部監査や内部統制評価の結果は代表取締役及び監査等委員会に速やかに報告し、対策を講じる。
- (6) 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役及び取締役会、監査等委員会へ報告し対策を講じる。
- (7) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「個人情報管理規程」等に従い保存及び管理を適正に実施する。
- (2) 監査等委員が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別及び総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
  - (2) 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
  - (3) 財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、内部統制室が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査等委員会へ報告する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 月1回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、経営判断の原則に基づき意思決定を行う。
  - (2) 取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」及び「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
  - (3) 取締役会の任意の諮問機関である指名委員会、報酬委員会を設置し、取締役候補者の選任・評価・報酬に関する決定プロセスの透明性及び客観性を確保する。
5. 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 当社の取締役等の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
    - ・ 当社は、親会社の定時取締役会（必要に応じて臨時取締役会）において、当社の取締役より定期的に状況の報告を行う。
  - (2) 当社の損失の危険の管理に関する親会社への報告及びその他の体制
    - ・ 親会社のリスク管理委員会において、当社の取締役よりリスク管理状況の報告を行う。
    - ・ 必要に応じて親会社の内部統制監査を受け入れ、グループ全体の内部統制の実効性を高める。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
  - (1) 「監査等委員会規則」に基づき監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助する従業員として、必要な人員を配置する。
  - (2) 当該従業員の異動及び評価については、監査等委員会の同意を得て実施させるものとする。
  - (3) 当該従業員が他部署の従業員を兼務する場合には、監査等委員会業務に関する当該従業員への指示は監査等委員会より直接行われるものとする。
7. 監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び従業員は、法定事項及び社内規程事項に加え、以下の事項を速やかに報告する。
    - ・ 決定事項、事業等のリスクその他の重要事項
    - ・ 当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
    - ・ その他業務執行に関する重要な事項
  - (2) 上記に定めのない事項でも、監査等委員会は取締役及び従業員に報告及び調査を要請できる。
  - (3) 上記報告が内部通報による場合、「内部通報規程」の規定に基づき通報内容を監査等委員会に速やかに報告する。また通報者等を保護し、不利益な取扱を行ってはならない。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
  - (2) 監査等委員は、主な事業所の往査を実施する。
  - (3) 監査等委員は、内部統制室及び会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。
  - (4) 監査等委員は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、3ヵ月に1回代表取締役との意見交換を行う。
  - (5) 監査等委員は、法令遵守及び内部通報の体制に問題あると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。
  - (6) 監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または債務の処理を求めた場合は、必要性が認められない場合を除き速やかに当該処理をする。



b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の充実・強化に努めております。この規程は、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び発生したリスクへの対応等について定め、業務の円滑な運営に資することを目的としております。

取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各分野の所轄部門が行った定期的なリスク調査の結果に基づきテーマを定め、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものは除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、かつ累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

- a. 当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。
- b. 当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の実行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは取締役が期待された役割を十分発揮できるように取締役の責任を軽減するためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	森野 佳織	1964年9月14日生	1999年1月 株式会社ツクイ入社 2004年4月 同社 東神奈川圏統轄本部長 2006年1月 同社 事業推進第二本部長兼事業企画部長 2006年10月 同社 有料老人ホーム推進本部長 2009年4月 同社 在宅・施設介護推進本部北日本圏本部長 2010年4月 同社 西日本在宅介護推進本部長 2011年6月 同社 取締役西日本在宅介護推進本部長 2012年1月 同社 取締役有料老人ホーム推進本部統轄担当 2013年10月 同社 取締役サービス付き高齢者向け住宅 プロジェクト統轄担当 2014年7月 同社 取締役高齢者住宅・在宅介護推進 統轄担当 2015年2月 同社 取締役サービス付き高齢者向け住宅推進 統轄担当 2017年4月 同社 取締役在宅介護推進統轄担当兼 サービス付き高齢者向け住宅推進統轄担当 2018年4月 同社 取締役地域戦略推進本部長 2018年11月 株式会社ヒューマンライフ・マネジメント 取締役(現任) 2019年4月 株式会社ツクイ取締役地域戦略推進本部統括兼 地域戦略推進本部長 2020年4月 同社 取締役 2020年5月 当社 顧問 2020年6月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)2	-
取締役	下村 光輝	1973年2月7日生	2004年11月 株式会社ツクイ入社 2007年7月 同社 人材派遣推進本部西日本圏本部長 2008年10月 同社 人材派遣推進本部東日本圏本部長 2010年4月 同社 人材派遣推進本部中部日本圏本部長 2010年7月 同社 人材開発推進本部副本部長 2012年2月 同社 有料老人ホーム推進本部 ツクイ・サンシャイン新倉敷施設長 2012年7月 同社 有料老人ホーム推進本部 ツクイ・サンシャイン成城施設長 2014年10月 同社 有料老人ホーム推進本部営業本部長 2015年4月 同社 営業推進本部長 2016年7月 当社 営業推進部長 2018年4月 当社 営業本部副本部長兼営業推進部長 2019年4月 当社 営業本部副本部長兼営業支援部長 2019年6月 当社 取締役営業本部副本部長兼営業支援部長 2019年7月 当社 取締役第二営業本部長兼営業支援部長 2020年4月 当社 取締役兼営業支援部長(現任)	(注)2	4,400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	金井 直人	1955年1月23日生	1978年4月 株式会社横浜銀行入行 2007年2月 横浜信用保証株式会社社長 2010年6月 日本インター株式会社常勤監査役 2012年12月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構参与 2016年2月 当社 常勤顧問 2016年6月 当社 常勤監査役 2018年6月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	5,000
取締役 (監査等委員)	瀬戸 恒彦	1956年3月12日生	1979年4月 神奈川県庁入庁 1999年4月 同 介護保険推進本部主幹 2001年4月 社団法人かながわ福祉サービス振興会事務局長 2001年6月 同 専務理事兼事務局長 2014年6月 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長(現任) 2014年6月 一般社団法人日本ユニットケア推進センター 理事(現任) 2017年6月 当社 社外取締役 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	天野 直樹	1963年5月10日生	1999年4月 横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)登録 1999年4月 永井法律事務所入所 2007年4月 永井・天野法律事務所パートナー(現任) 2016年6月 当社 監査役 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	堀江 明弘	1959年11月3日生	1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査 法人)入所 1993年4月 公認会計士登録 2002年7月 税理士法人ブレイン総合会計代表社員 2006年12月 株式会社パートナーズ・ホールディングス 取締役 2008年4月 株式会社グローバル・パートナーズ・コンサル ティング取締役(現任) 2016年6月 当社 監査役 2018年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					9,400

(注)1. 瀬戸恒彦、天野直樹及び堀江明弘は、社外取締役であります。  
2. 2020年6月19日開催の定時株主総会終結の時から1年間  
3. 2020年6月19日開催の定時株主総会終結の時から2年間

#### 社外役員の状況

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役6名のうち監査等委員である取締役は4名、うち社外取締役は3名の体制であります。

監査等委員である社外取締役瀬戸恒彦氏は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長及び一般社団法人日本ユニットケア推進センター理事を兼務しておりますが、これらの兼職先と当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役天野直樹氏は、永井・天野法律事務所パートナーを兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

監査等委員である社外取締役堀江明弘氏は、株式会社グローバル・パートナーズ・コンサルティング取締役を兼務しておりますが、当社との間には人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、以上の社外取締役3名は、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有していることから、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

#### 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は当社にとって重要な位置付けであり、議決権を有する取締役会の一員とし、高い見識と幅広い経験に基づき審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督及び監査機能の向上に努めております。また、社外取締役による取締役会での発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人から必要に応じて速やかに報告を受け、意見交換を行い連携する体制となっております。常勤監査等委員は、内部統制室及び会計監査人と連携して本社部門及び支店部門に向向いての往査を行っており、社外取締役は監査等委員会等で報告を受け情報共有しております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会による監査につきましては、監査等委員会監査等基準及び監査計画を基本に、各監査等委員の業務分担に基づき遂行しております。監査等委員会による監査の結果は、取締役会へ報告及び提言がなされ、監査の状況及び結果を共有できる体制となっております。

また、毎月1回の定時監査等委員会及び必要の都度臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有や意見交換を行うとともに、取締役会や重要な社内会議への出席により、業務執行取締役の職務の執行を監査し、意見・助言を行うことで、経営に関する監督機能をはたしております。

常勤監査等委員の金井直人氏は、2016年2月に当社に入社し、2016年6月に常勤監査役、2018年6月には取締役（常勤監査等委員）に就任しております。同氏は金融機関（株式会社横浜銀行）における融資審査業務を長年経験するとともに、子会社（横浜信用保証株式会社）の代表取締役社長及び上場会社の常勤監査役も経験していることから、相当程度の知見を有しております。監査等委員会の運営全般を統括し、情報収集等の充実を図ることによって監査及び監督機能の実効性を高め、ガバナンス強化に貢献しております。

監査等委員の瀬戸恒彦氏は、2017年6月に社外取締役、2018年6月には社外取締役（監査等委員）に就任しております。同氏は、介護保険制度に関する専門的知見を有しており、長年の行政勤務を通じて、介護・高齢福祉、障がい福祉、子育て支援等幅広い分野における見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、任意の指名委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名にあたり、指名手続の公正性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。

監査等委員会においては、主に業務監査（妥当性監査）を中心に、当社の業務体制の妥当性等について適宜、必要な発言を行っております。

監査等委員の天野直樹氏は、2016年6月に社外監査役、2018年6月には社外取締役（監査等委員）に就任しております。同氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士の経験による法律に関する専門的な知見及び豊富な経験のもと法的な観点等から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めており、役員候補者等の指名手続及び役員報酬の決定にあたり、公正性・客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。

監査等委員会においては、主に法務関連事項監査を中心に、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

監査等委員の堀江明弘氏は、2016年6月に社外監査役、2018年6月には社外取締役（監査等委員）に就任しております。同氏は、公認会計士としての独立した立場から財務及び会計に関する相当程度の知見をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・質問を行っております。また、任意の報酬委員会の委員を務めており、役員報酬の決定にあたり、報酬案の客観性・透明性の向上について重要な役割を果たしております。

監査等委員会においては、主に財務・会計関連事項監査を中心に、当社の財務・会計関連等について適宜、必要な発言を行っております。

当事業年度においては、監査等委員会を年17回開催しており、取締役会における決議事項、報告される議題を中心にリスク検討が十分になされているか、課題の把握は適切であるか等の検討が事前になされています。意思決定に向けて確認すべき事項等を共有し、報告事項については提言すべき事項について監査等委員会としての意見集約を行っております。また、最新の社内動向や社外環境の変化に伴う影響度等の情報が常勤監査等委員により伝達・共有され、社外取締役による会社への理解を深めております。

なお、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
金井 直人	17	17	100%
瀬戸 恒彦	17	17	100%
天野 直樹	17	17	100%
堀江 明弘	17	17	100%

#### 内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部統制室（人員2名）により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び従業員の職務の執行が、法令、定款、社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査においては、本社部門及び支店部門の適正運営に向け継続した確認が必要と考え、通常の実地監査に加えて、実地監査で重要な指摘事項が確認された部門や運用評価が低位の部門には再監査を行っております。全ての部門において実地監査を基本としておりますが、リスクに対して一層の抑止効果を発揮することを目的として非通知監査も実施しております。指摘事項については、所管の責任者に対し改善の実行要請を行い、監査指摘に対する責任の所在を明確にして適正化の促進を図っております。

また、内部統制室からは、監査等委員会及び会計監査人に対し内部監査に関する情報を随時提供し、適時に協議、意見交換を行い連携できる体制となっており、連携しての監査や支店部門に出向いての往査も行っております。

#### 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士名

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 叙男

指定有限責任社員 業務執行社員 田坂 真子

d. 監査業務に係る主な補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、公認会計士試験合格者4名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

親会社である株式会社ツクイは有限責任 あずさ監査法人と長年に亘り監査契約を締結しており、当社の分社後は、連結決算対象の子会社として監査を受けていることから、同一監査法人で監査を受けるのが望ましいと判断し、2016年2月22日付で有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結いたしました。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会では、事業年度毎に「会計監査人の選解任の決定方針について」に基づき、会計監査人を再任することの適否を決定しております。決定に当たっては、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けること等を通じて、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等を評価しております。

g. 監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,500	1,800	20,800	-

(注) 当社における前事業年度の非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、株式上場に係る監査人からの引受事務幹事会社への書簡作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)  
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、その監査内容、監査時間数等について双方協議し、有効性及び妥当性を勘案したうえで、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬決定プロセスの透明性及び客観性を確保するため、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会を設置しております。

当社役員の報酬等に関しては、2018年6月25日開催の第3期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額120,000千円、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額40,000千円と決議されております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、固定報酬のみで構成されており、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、任意の報酬委員会による答申及び監査等委員会の意見を踏まえて、以下の算定方法の決定に関する方針に基づき取締役会で決定しております。

- (a) 役位別に定めた基本報酬枠内であること。
- (b) 事業計画の達成状況を踏まえた適切なインセンティブを付与すること。
- (c) 経営環境の変化を考慮し、経営内容を勘案した水準であること。

また、取締役（監査等委員）の報酬額は、経営への監督機能を有効に機能させるため固定報酬のみとしており、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議によって決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	50,543	50,543	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	10,100	10,100	-	-	1
社外役員	16,200	16,200	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を入手しております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,926,701	1,974,266
売掛金	905,060	937,229
貯蔵品	2,310	2,799
前払費用	51,690	41,728
その他	15,899	20,713
貸倒引当金	4,230	4,530
流動資産合計	2,897,433	2,972,206
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,822	13,901
減価償却累計額	5,288	6,205
建物(純額)	7,534	7,695
工具、器具及び備品	24,034	25,036
減価償却累計額	18,448	21,145
工具、器具及び備品(純額)	5,586	3,890
有形固定資産合計	13,120	11,585
無形固定資産		
ソフトウェア	20,809	31,416
無形固定資産合計	20,809	31,416
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,383	1,345
長期前払費用	2,065	1,528
繰延税金資産	50,021	51,982
敷金及び保証金	99,736	99,924
貸倒引当金	1,383	1,345
投資その他の資産合計	151,822	153,435
固定資産合計	185,753	196,438
資産合計	3,083,186	3,168,644

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	630,298	542,859
未払費用	18,223	16,735
未払法人税等	75,977	70,657
未払消費税等	124,279	173,012
前受金	-	3,250
預り金	157,484	97,560
賞与引当金	61,526	51,512
返金引当金	4,603	6,761
その他	306	-
流動負債合計	1,072,700	962,350
固定負債		
退職給付引当金	64,962	74,394
資産除去債務	889	983
その他	685	529
固定負債合計	66,537	75,906
負債合計	1,139,238	1,038,257
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	275,421	290,473
資本剰余金		
資本準備金	775,421	790,420
資本剰余金合計	775,421	790,420
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	893,106	1,049,657
利益剰余金合計	893,106	1,049,657
自己株式	-	163
株主資本合計	1,943,948	2,130,387
純資産合計	1,943,948	2,130,387
負債純資産合計	3,083,186	3,168,644

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	8,130,692	8,257,215
売上原価	6,921,968	6,978,620
売上総利益	1,208,724	1,278,595
販売費及び一般管理費	762,565	912,779
営業利益	446,158	365,815
営業外収益		
受取利息	13	20
助成金収入	2,122	756
その他	114	57
営業外収益合計	2,249	834
営業外費用		
株式交付費	5,749	-
株式公開費用	15,050	-
障害者雇用納付金	9,850	9,021
その他	-	361
営業外費用合計	30,649	9,382
経常利益	417,758	357,267
税引前当期純利益	417,758	357,267
法人税、住民税及び事業税	145,836	133,988
法人税等還付税額	-	835
法人税等調整額	205	1,961
法人税等合計	145,631	131,191
当期純利益	272,127	226,075

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費		6,522,812	94.2	6,551,609	93.9
経費		399,155	5.8	427,011	6.1
当期売上原価		6,921,968	100.0	6,978,620	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
求人費(千円)	145,790	166,929

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	600,000	600,000	655,978	655,978	-	1,355,978	1,355,978
当期変動額								
新株の発行	175,421	175,421	175,421				350,842	350,842
剰余金の配当				35,000	35,000		35,000	35,000
当期純利益				272,127	272,127		272,127	272,127
当期変動額合計	175,421	175,421	175,421	237,127	237,127	-	587,969	587,969
当期末残高	275,421	775,421	775,421	893,106	893,106	-	1,943,948	1,943,948

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	275,421	775,421	775,421	893,106	893,106	-	1,943,948	1,943,948
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	15,052	14,999	14,999				30,051	30,051
剰余金の配当				69,524	69,524		69,524	69,524
当期純利益				226,075	226,075		226,075	226,075
自己株式の取得						163	163	163
当期変動額合計	15,052	14,999	14,999	156,551	156,551	163	186,438	186,438
当期末残高	290,473	790,420	790,420	1,049,657	1,049,657	163	2,130,387	2,130,387

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	417,758	357,267
減価償却費	8,846	11,151
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,509	263
賞与引当金の増減額(は減少)	10,641	10,014
返金引当金の増減額(は減少)	323	2,157
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	2,338	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	18,625	9,432
受取利息	13	20
株式交付費	5,749	-
株式公開費用	15,050	-
売上債権の増減額(は増加)	2,214	32,168
たな卸資産の増減額(は増加)	464	488
その他の流動資産の増減額(は増加)	10,176	5,151
未払金の増減額(は減少)	25,759	87,612
未払消費税等の増減額(は減少)	32,643	48,733
預り金の増減額(は減少)	969	59,923
その他の流動負債の増減額(は減少)	19,791	4,403
その他	1,852	785
小計	478,427	249,117
利息の受取額	12	17
法人税等の支払額	179,906	142,238
法人税等の還付額	-	835
営業活動によるキャッシュ・フロー	298,533	107,731
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	210	1,999
無形固定資産の取得による支出	16,651	18,072
敷金及び保証金の差入による支出	6,633	5,002
敷金及び保証金の返還による収入	3,205	4,544
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,289	20,530
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	345,092	30,051
自己株式の取得による支出	-	163
株式公開費用の支出	15,050	-
配当金の支払額	35,000	69,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	295,042	39,636
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	573,286	47,564
現金及び現金同等物の期首残高	1,353,415	1,926,701
現金及び現金同等物の期末残高	1,926,701	1,974,266

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額に基づき計上しております。

(3)返金引当金

人材紹介手数料の返金等の負担に備えるため、過去の返金実績率等に基づき、返金損失見込額を計上しております。

(4)店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる損失額を計上しております。

(5)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。



6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

## 2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」  
(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」  
(企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」  
(企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

### (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

## 3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」  
(企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

### (1)概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」という。）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」という。）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

### (2)適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」  
(企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2)適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

当社の新型コロナウイルス感染症による影響につきまして、人材派遣及び人材紹介事業においては、派遣スタッフの待機、求職者の面接及び施設見学の見合わせ等が一部発生しており、また教育研修においては、講師派遣型研修(集合研修)のキャンセルが発生しておりますが、当事業年度における会計上の見積りに与える影響は軽微であると考えております。

翌事業年度中には当社の事業運営が正常化すると仮定しておりますが、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後、実際の経過が上述の仮定と乖離する場合には、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越極度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	500,000

(損益計算書関係)

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.0%、当事業年度10.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.0%、当事業年度89.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	234,973千円	255,604千円
賞与引当金繰入額	38,706	34,668
退職給付費用	5,172	4,140
広告宣伝費	113,020	183,633
減価償却費	7,449	9,772
貸倒引当金繰入額	1,023	1,271

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	1,400,000	145,000	-	1,545,000
合計	1,400,000	145,000	-	1,545,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 2018年12月14日付の公募増資により、発行済株式総数は100,000株増加しております。

2. 2019年1月17日付の第三者割当増資により、発行済株式総数は45,000株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	35,000	25	2018年3月31日	2018年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	46,350	利益剰余金	30	2019年3月31日	2019年6月24日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	1,545,000	53,000	-	1,598,000
合計	1,545,000	53,000	-	1,598,000
自己株式				
普通株式（注）2	-	61	-	61
合計	-	61	-	61

（注）1. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は53,000株増加しております。

2. 単元未満株式の買取りにより、自己株式数は61株増加しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	46,350	30	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	23,174	15	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	23,969	利益剰余金	15	2020年3月31日	2020年6月22日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	1,926,701千円	1,974,266千円
現金及び現金同等物	1,926,701	1,974,266

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、自己資金を有効活用するとともに、資金調達が必要となった場合には、主に銀行借入等によって調達いたします。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。  
デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、1年以内の支払期日であります。  
借入金は発生しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,926,701	1,926,701	-
(2) 売掛金	905,060		
貸倒引当金( )	4,230		
	900,830	900,830	-
資産計	2,827,532	2,827,532	-
(1) 未払金	630,298	630,298	-
(2) 未払法人税等	75,977	75,977	-
(3) 未払消費税等	124,279	124,279	-
(4) 預り金	157,484	157,484	-
負債計	988,040	988,040	-

( ) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,974,266	1,974,266	-
(2) 売掛金	937,229		
貸倒引当金( )	4,471		
	932,757	932,757	-
資産計	2,907,024	2,907,024	-
(1) 未払金	542,859	542,859	-
(2) 未払法人税等	70,657	70,657	-
(3) 未払消費税等	173,012	173,012	-
(4) 預り金	97,560	97,560	-
負債計	884,088	884,088	-

( ) 売掛金に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
敷金及び保証金	99,736	99,924

敷金及び保証金については、償還時期の合理的な見積りが不能で、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,926,701	-	-	-
売掛金	905,060	-	-	-
合計	2,831,762	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,974,266	-	-	-
売掛金	937,229	-	-	-
合計	2,911,496	-	-	-



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づく退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	64,511千円	68,642千円
勤務費用	10,550	10,086
利息費用	505	330
数理計算上の差異の発生額	6,633	3,878
退職給付の支払額	1,506	4,942
その他	1,216	-
退職給付債務の期末残高	68,642	77,995

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	68,642千円	77,995千円
未認識数理計算上の差異	3,680	3,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,962	74,394
退職給付引当金	64,962	74,394
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,962	74,394

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	10,550千円	10,086千円
利息費用	505	330
数理計算上の差異の費用処理額	7,860	3,958
確定給付制度に係る退職給付費用	18,915	14,375

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
割引率	0.03～0.76%	0.12～0.68%
予想昇給率	0.94%	1.27%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権(2016年7月27日発行)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 161名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 133,500株
付与日	2016年7月27日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合または、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した日から起算して1年を経過した場合または、株式譲渡、株式交換、合併その他の組織再編により当社が他の会社の子会社や消滅会社となる議案が当社取締役会決議により承認された場合にのみ新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>その他の行使の条件は、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自2018年7月23日 至2026年7月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権（2016年7月27日発行）
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前事業年度末	133,500
権利確定	-
権利行使	53,000
失効	-
未行使残	80,500

単価情報

	第1回新株予約権（2016年7月27日発行）
権利行使価格 (円)	567
行使時平均株価 (円)	2,234
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価は、本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産方式により算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 38,881 千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 86,846 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,686千円	1,765千円
賞与引当金	18,482	15,474
地方法人特別税	1,666	1,224
返金引当金	1,383	2,031
退職給付引当金	19,514	22,348
未払事業税	1,443	3,860
障害者雇用納付金	2,958	2,696
その他	3,038	2,761
繰延税金資産合計	50,173	52,161
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	151	178
繰延税金負債合計	151	178
繰延税金資産の純額	50,021	51,982

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.04%	30.04%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16	0.06
住民税均等割	7.87	9.55
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	4.92	3.33
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.60	-
その他	0.12	0.41
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.86	36.72

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、人材サービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	人材派遣	紹介予定派遣	人材紹介	委託	教育研修	その他	合計
外部顧客への売上高	7,211,397	172,931	600,718	109,566	36,054	25	8,130,692

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%以上を占める顧客がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	人材派遣	紹介予定派遣	人材紹介	委託	教育研修	その他	合計
外部顧客への売上高	7,231,734	130,250	733,252	108,258	47,014	6,705	8,257,215

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%以上を占める顧客がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引  
記載すべき重要な取引はありません。
2. 親会社または重要な関連会社に関する注記
  - (1) 親会社情報  
株式会社ツクイ（東京証券取引所に上場）
  - (2) 重要な関連会社の要約財務情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,258.22円	1,333.21円
1株当たり当期純利益	189.15円	145.38円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	176.05円	137.00円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、当社株式が2018年12月17日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場に上場したため、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	272,127	226,075
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	272,127	226,075
普通株式の期中平均株式数(株)	1,438,712	1,555,045
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	106,996	95,158
(うち新株予約権(株))	(106,996)	(95,158)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額または償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,822	1,150	71	13,901	6,205	989	7,695
工具、器具及び備品	24,034	1,001	-	25,036	21,145	2,697	3,890
有形固定資産計	36,857	2,152	71	38,937	27,351	3,686	11,585
無形固定資産							
ソフトウェア	30,628	18,072	-	48,700	17,283	7,464	31,416
無形固定資産計	30,628	18,072	-	48,700	17,283	7,464	31,416
長期前払費用	4,923	596	25	5,494	3,965	1,134	1,528

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	5,613	5,419	1,076	4,080	5,876
賞与引当金	61,526	51,512	61,526	-	51,512
返金引当金	4,603	6,761	-	4,603	6,761
店舗閉鎖損失引当金	-	720	720	-	-

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収及び洗替による取崩額であります。

2. 返金引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	676
預金 普通預金	1,973,590
合計	1,974,266

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
高知県	68,334
香川県	20,130
福岡県	17,015
社会福祉法人さくら福祉会	16,212
愛媛県	12,251
その他	803,284
合計	937,229

売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
905,060	9,001,517	8,969,348	937,229	90.5	37.45

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用品等	1,452
クオカード	1,318
その他金券類	28
合計	2,799



流動負債  
イ．未払金

相手先	金額(千円)
従業員未払給与	415,616
従業員未払社会保険料	68,706
株式会社グラッドキューブ	17,149
神奈川県労働局	6,018
その他	35,369
合計	542,859

ロ．未払消費税等

区分	金額(千円)
消費税及び地方消費税	173,012
合計	173,012

ハ．預り金

区分	金額(千円)
従業員厚生年金保険料	40,358
従業員健康保険料	24,940
従業員所得税	16,766
従業員住民税	5,353
その他	10,141
合計	97,560

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	2,075,394	4,171,539	6,262,708	8,257,215
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	102,061	188,721	286,127	357,267
四半期(当期)純利益 (千円)	63,151	117,303	178,172	226,075
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	40.88	75.93	115.26	145.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	40.88	35.05	39.34	30.26

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社     無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 <a href="https://corp.tsukui-staff.net/">https://corp.tsukui-staff.net/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類ならびに確認書

事業年度(第4期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第5期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月7日関東財務局長に提出。

(第5期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月8日関東財務局長に提出。

(第5期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月7日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月19日

株式会社ツクイスタッフ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田坂 真子  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツクイスタッフの2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクイスタッフの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ツクイスタッフの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ツクイスタッフが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。